

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇IMF特別増資国の世銀追加出資

世銀理事会は3月18日、IMF特別増資国16か国(前月号「要録」参照)の世銀追加出資に関する総務会あて報告書および総務会決議案を採択し、各国総務の議決(投票期限は4月末)を求めた。追加出資予定額は877.9百万ドル(うち日本は106.6百万ドル)で、これが全額発効すれば出資額は現在の約212億ドル(うち日本666百万ドル)から約221億ドル(うち日本772.6百万ドル)に増加する。

払込みは本年10月29日までに、追加出資額の1%を金または米ドルで、9%を自国通貨で払込む(残りの90%についてはさしあたり払込みを要しない)こととなっているが、今回の追加出資がIMF特別増資に付随して行なわれる関係上、各国のIMF特別増資発効がその発効要件となる。

#### ◇国際投資紛争解決に関する条約案

世銀理事会は3月18日、低開発国向け民間投資の促進を目的とする「国と他国の国民との間の投資紛争解決に関する条約(Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States)」案を採択・決議し、各国総務の投票を求めた。

本条約は、多数国間条約の締結により「国際投資紛争解決センター(International Center for Settlement of Investment Disputes)」を設立し、条約締結国と他の締約国国民との間の国際投資に関する法的紛争を解決せんとすることを骨子とするが、20か国の批准書ないし受諾書の世銀寄託日から30日後に発効することになっている。本条約は前文および10章75条から成り、センターの組織、管轄権、調停仲裁の機構、手続、費用負担などを規定しているが、その概要は次のとおり。

##### (1) 国際紛争解決センターの組織

本センターは締約国代表から成る評議会(Administrative Council)、事務局(Secretariat)、調停人団(Panel of Conciliators)および仲裁人団(Panel of Arbitrators)で構成され、国際法上完全な法人格を有する。

1. 評議会…各締約国1名の評議員で構成され、同会議長は世銀総裁が兼任する。評議会は原則として年1

回開催され、その決定は1人1票の投票権(議長は議決権なし)による多数決を原則とする。ただし、調停・仲裁手続、センター内部諸規則、予算の決定など特定事項については%以上の多数決による。

ロ. 事務局…事務局長および同代理は評議会の%以上の多数決により選任され、任期は6年とする(再選も可能)。

ハ. 調停人団および仲裁人団…各締約国が指名した者(各国から国籍を問わず4名以内)のなかから、評議会議長が任命した者各10名で構成され、任期は6年とする(再選も可能)。

##### (2) センターの管轄権

本センターの管轄範囲は、国(代行機関を含む)と他国の国民との間の投資から直接に発生した法律上の紛争で、センターへの付託につき両当事者が書面により合意したものに限られる。本センターへの仲裁付託は最終的手段とするとともに、仲裁を行なう旨合意がなされた場合には、原則として他の方法による解決は認められない。

##### (3) 調停および仲裁

調停あるいは仲裁にあたっては、それぞれ調停人団あるいは仲裁人団から1名ないしそれ以上(奇数名)の者を指定して調停委員会(Conciliation Commission)あるいは仲裁裁判所(Arbitral Tribunal)を構成し、原則としてセンター所在地で調停あるいは仲裁を行なう。調停による勧告については、当事者は十分これを尊重しなければならない。また仲裁による裁定は当該国裁判所の最終判決と同一の拘束力を有する。

##### (4) 費用負担

センターの所要経費に不足が生じた場合には、締約国が世銀加盟国であればその出資額に応じて負担、また非加盟国(非加盟国も本条約への加入が可能)であれば評議会が定める規則に従って負担する。調停および仲裁関係費用については、調停の場合は両当事者の折半とし、仲裁の場合は仲裁裁判所の裁定により決定する。

##### (5) 条約の改正

本条約の改正には、評議会による%以上の多数による合意を得たあと、全締約国による批准・受諾が必要であり、かつ全締約国の同手続完了の旨が通告された日から30日後に発効する。

#### ◇世銀、先進国向け貸付金利引上げ

世銀理事会は2月9日、従来貸付先および期間に関係なく一律年5.5%であった世銀貸付金利のうち、先進国向け分を6~6.5%に引き上げることを決定した。このように先進国と低開発国の間に金利格差を設けるのは世

銀創設以来初めてのことである。

本措置実施の背景は次のようなものである。

(1) 世銀は米国の国際収支改善策に協力して欧州における世銀債発行をふやす方向にあるが、その結果資金コストの上昇が不可避であること。

(2) 金利平衡税法案の発表以来米国での起債減少を補うため一部先進国の世銀借入希望が増加しているが、世銀としてはなお米国での世銀債発行(金利平衡税免除)にも依存せざるを得ないので、世銀の先進国向け貸付金利を従来のまま据え置くことは、これらの国に金利平衡税法を回避する途を与える結果となること。

(3) さらに、先進国が世銀資金を多額に利用していることに対する低開発国の不満をある程度緩和する必要があったこと。

新金利は次のとおり。

	(先進国)	(低開発国)
10年以下	6%	5.5%(現行どおり)
10年超15年以下	6.25%	
15年超	6.5%	

### 米州諸国

#### ◇米国、1964年の国際収支

1964年第2四半期ころから再び悪化の気配を示していた米国の国際収支は、第4四半期には通常収支で年率60億ドルの大幅な赤字となっていた。このため、年間赤字は30.5億ドルに達し、1963年(32.6億ドル赤字)に比し若干の改善を示すにとどまった。

第4四半期の急激な悪化については、①予定されていた既往対英貸付の返済がポンド危機のため延期されたこと、②金利平衡税法の正式発効に伴い適用免除の確定したカナダ債を中心に外国証券の発行が再び増加したこと、③1965年1月以降の法人所得税率引下げを見越して投資収益の計上を遅らせる傾向がみられたこと、④自動車産業のストのため輸出が落ち込んだこと、などの一時的要因によるものが約5億ドル(年率20億ドル)あったと

### 米国の国際収支

(単位・百万ドル、-は赤字)

	1963年	1964年 四半期別(季節調整済み)				
		I	II	III	IV	
I. 通常取引収支	- 3,261	- 3,053	- 267	- 622	- 659	- 1,505
A. 経常収支	3,685	8,029	2,179	1,799	2,109	2,122
1. 貿易収支	4,993	6,581	1,692	1,448	1,656	1,785
(輸出)	( 21,989)	( 25,219)	( 6,108)	( 6,053)	( 6,372)	( 6,686)
(輸入)	( 16,996)	( 18,638)	( 4,416)	( 4,605)	( 4,716)	( 4,901)
2. 軍関係収支	- 2,238	- 2,049	- 507	- 577	- 512	- 453
3. 投資収益	3,273	3,858	1,028	1,001	1,018	811
4. その他のサービス	- 343	- 181	- 34	- 73	- 53	- 21
B. 送金・年金、政府贈与等	- 4,610	- 4,280	- 971	- 1,115	- 942	- 1,252
C. 民間資本収支	- 3,997	- 6,089	- 1,337	- 1,275	- 1,579	- 1,898
1. 長期資本	- 3,244	- 4,100	- 736	- 737	- 1,238	- 1,389
(うち米国資本)	(- 3,573)	(- 4,253)	(- 749)	(- 851)	(- 1,174)	(- 1,479)
2. 短期資本	- 753	- 1,989	- 601	- 538	- 341	- 509
(うち米国資本)	(- 734)	(- 2,107)	(- 610)	(- 555)	(- 404)	(- 538)
D. 誤差・記録外取引	- 339	- 893	- 138	- 31	- 247	- 477
II. 政府特別取引	617	292	148	- 39	...	183
総合収支	2,644	- 2,761	- 119	- 661	- 659	- 1,322
(参考) (季節調整前)						
金準備増減(←)	- 461	- 125	- 46	73	20	- 172
外貨準備増減(←)	113	220	228	- 258	45	205
I M F ゴールド・トランシュ増減	- 30	- 266	- 131	- 118	- 135	118
対外短期債務増(←)	- 2,266	- 2,590	166	- 323	- 942	- 1,491

資料：米商務省 Survey of Current Business, 1965年3月号。

されているが、これらを差し引いても、明らかに赤字幅は拡大している。

かかる国際収支の急激な悪化は、主として米国民間資本の流出急増(第4四半期の民間資本流出は年率92億ドル)によって生じた。このため民間資本は年間では63.6億ドルの流出超過となって前年の流出超過を20億ドル以上も上回り、経常収支黒字幅の増加(25億ドル)の大部分を相殺することとなった。

経常収支は、黒字幅を大きく拡大した。輸出は、ほとんど全地域にわたって伸び、年間輸出額は前年比15%増の252.2億ドルとなった。一方、輸入は、前年比10%増の186.4億ドルとなり、貿易収支黒字幅は前年比16億ドル方拡大して65.8億ドルとなった。このほか、投資収益黒字の増加、軍関係収支の赤字減少もあって、経常収支合計では年間黒字82.1億ドルと、前年比25億ドル方黒字幅を拡大した。

### 欧州諸国

#### ◇EEC委員会、共通造船補助策を決定

EEC委員会は4月13日、共通造船補助策を決定し近

く理事会に提案する旨を発表した。本措置は日本の造船業に対抗することを目的としており、造船総コスト最終船価の10%に相当する補助金を各加盟国政府が一律にそれぞれの造船業に対し支出することとしている。委員会は、日本の造船業が政府から受けている補助と同程度の補助をE E C各国造船業に与えるため10%の数字を算定したと説明している。本措置は近く開かれる理事会の採択を得た後1967年以降実施されることになる。

#### ◇E E C統一会社法に関するフランス提案

3月下旬フランス政府はE E C当局に対し、E E C諸国内に欧州商社の設立を認める趣旨の統一会社法を制定するよう提案した。同提案は共同市場全体を規制する新たな会社法の制定を要請したのではなく、各加盟国が既存の国内法中に欧州商社に関する加盟国共通の条項を制定追加するよう要請したものである。フランス当局は、共通会社法が存在することによって他の法制・税制面の統一が促進されるし、またE E C内での企業集中が容易になるほか、加盟国相互間の貿易および投資もより活発になろうとしている。

上記フランス提案について、目下各国代表は慎重な検討を加えている模様である。

#### ◇英国の1965年度政府予算案発表等

カラハン蔵相は4月6日下院において本年度政府予算案(本年4月～明年3月)を発表し(注)、同時に資本の対外流出抑制措置を明らかにした。その概要は次のとおりである。

(注) 本年度予算案においては、従来のような画線上収支 Above The Line(経常歳入)、画線下収支 Below The Line(資本収支)の呼称をやめて、歳出入と既定投資 Consolidated Fund Loan に改称。また、従来の予算分類の項目を次のとおり組み替えた。

(従来)		(改正)
資本収支中の「既往貸付金受取利子」	→	経常歳入の「その他収入」
資本収支中の「国債利払」および「戦時債務から生じる支払」	→	経常歳入の「既定費」
経常歳入の「既定費」中の「減債基金」	→	「国庫借入れおよび特別取引」

#### 1. 本年度予算案

(1) 予算規模は、経常歳入総額 9,026百万ポンド(前年度実績比 10.7%増)、歳出総額 8,482百万ポンド(同10.0%増)、差引き 544百万ポンドの黒字(前年度当初予算黒字 88百万ポンド、実績黒字44百万ポンド)となる。

(2) 資本収支は、支払 1,501百万ポンド、受取 233百万ポンドで差引き赤字は 1,268百万ポンドと前年度(当初予算

赤字837百万ポンド、実績赤字830百万ポンド)を大幅に上回ることとなった。これは、①民間短期資金に依存する傾向の強い地方公共団体の債務構成を是正しようとする政府の方針に基づき公営事業貸付局(PWL B)の地方公共団体向け融資(同団体の資本支出に充当)が本年度 130百万ポンド増額されたこと、②郵便局、石炭庁、電力庁など国有企業向け融資が増加(157百万ポンド)したことによるものである。

(3) 以上の結果、経常収支、資本収支を加えた総合収支尻では、724百万ポンドの赤字となった(前年度当初予算赤字749百万ポンド、実績同386百万ポンド)。

本年度予算案および昨秋の補正予算等において示された主要な財政措置は次のとおりであって、とくに増税が中心になっている。

#### イ 租税措置

##### (イ) 昨秋発表分

A 輸入課徴金の新設(1964. 10. 26～65. 4. 26まで15%、1965. 4. 27以降10%)

B ガソリン税(Hydrocarbon Oil Duty)の引上げ(1964. 11. 11以降18%引上げ)

C 所得税(Income Tax)の引上げ(1965. 4. 6以降税率を38.75%から41.25%へ引上げ。基準レート——所得1ポンド当りの税額——では6ペンスの引上げになる)

##### (ロ) 今回発表分

A 資本利得税(Capital Gains Tax)の新設

次の場合を除きすべての保有資産の処分に基づく利

#### 1965年度予算の前年度比較

(単位・百万ポンド)

	1964年度		1965年度	1965年度～64年度	
	予算	実績(A)	予算(B)	B-A	%
歳入	7,880	8,157	9,026	869	10.7
租税	(7,169)	(7,431)	(8,199)	(768)	(10.3)
その他	(711)	(726)	(827)	(101)	(13.9)
歳出	7,792	7,713	8,482	769	(10.0)
国防費	(1,997)	(1,907)	(2,120)	(213)	(11.2)
民政費	(4,550)	(4,573)	(5,014)	(441)	(9.6)
その他	(1,243)	(1,233)	(1,348)	(115)	(9.3)
経常収支	+ 88	+ 444	+ 544	+ 100	—(+)
資本収支(純)	- 837	- 830	- 1,268	438	52.8
(国有企業)	(602)	(586)	(743)	(157)	(26.8)
(地方公共団体など)	(235)	(244)	(525)	(281)	(115.2)
その他					—(+)
総合収支(政府借入等)	- 749	- 386	- 724	338	87.6

(注) 地方公共団体向け 130 百万ポンドの融資増を含む。

得に対して課税し、1965.4.6以降取得した資産で12か月以内に処分した資産から生ずる利得は通常の所得税(現行最低税率 41.25%)を、12か月をこえる期間保有した後処分した資産から生ずる利得には一律30%の資本利得税を課する。

a. 居住家屋の処分から生じた利得

国民貯蓄証書 (National Saving Certificate)、開発債券 (National Development Bond)、国防債券 (Defence Bond)、割増金付貯蓄債券 (Premium Saving Bond)、の処分から生じた利得、

b. 生命保険の満期到来および途中解約に伴う利得

c. 1,000ポンド以下の一般資産利得

d. 非居住者が英国国内での証券投資によって得た利得、など。

企業の資本利得は、期間のいかんを問わず新設の法人税の課税対象とするが、法人税は1966.4.5から実施されるため、その間は35%の資本利得税を課する(なお、資本利得に対する従来の税制は昨年11月号「要録」参照)。

B 法人税 (Corporation Tax) の新設

従来、法人所得に対して課していた所得税と利潤税 (Profit Tax) の二本建課税方式を改めて新設の法人税に統合し、1966.4.5以降実施する。法人税の税率は最高40%の範囲内とする(なお、本年度の税率は従来の課税方式に基づき 56.25%) (注)。

(注) 所得税	41.25%
利潤税	15.00%
計	56.25%

※ ただし、12千ポンド以下の利潤の場合には軽減税率の適用がある。

C タバコ、アルコール、ビール、ワインの消費税および関税の引上げ

D 自動車登録税 (Mortor Vehicle Duty) の引上げ  
(年15ポンド→17ポンド10シリング)

E 所得税の免税点引上げ、国民保険給付金控除の廃止および基礎控除額引上げ

(現 行) (改 正)

(免税点引上げ)

65才以上独身者	360ポンド	390ポンド
〃 妻帯者	575	625

(基礎控除額引上げ)

独身者	200	220
妻帯者	320	340

ロ 政府支出削減措置

開発予定の超音速ジェット戦闘爆撃機 T S R 2 の開発を打ち切る(これにより本年度35百万ポンド、今後5年間350百万ポンドの節減となる)。

2. 資本流出抑制措置

(1) 投資通貨 (Investment Currency) 市場に対する規制  
イ. 外貨建証券の取引

従来居住者が保有外貨証券を処分した場合、処分代り金の全額につき投資通貨として売却することが認められていたが、今後その25%を公認銀行で市場レート (official market rate of exchange) によりポンドに交換し、残り75%分についてのみ従来同様投資通貨市場での売却を認める。

ロ. 投資通貨によるポンド地域外の不動産取得の禁止。  
昨年4月6日以降、投資通貨をもって海外スターリング地域以外の地域の不動産を取得することが認められてきたが、今回これを禁止する。したがって、今後投資通貨の用途は外貨証券の買入れと海外直接投資への充當の二つに限定される。

本措置に伴い英国居住者所有の海外不動産売却代金は、今後不動産投資通貨 (Property Currency) としてのみ売却が認められ(昨年4月以前の状態に復帰)、英国居住者の海外不動産の取得は本不動産投資通貨によってのみ(ただし他の居住者からポンドにより取得する場合を除く)認められる。

ハ. 居住者が非居住者から贈与、遺産もしくは賠償によって受領した外貨は今後投資通貨市場で売却することを禁止する。

(2) 渡航外貨に対する規制

イ. 外貨持出額(外貨、旅行小切手、旅行信用状等)の旅客記入制度 (Passport Marking) を復活させる。

ロ. 個人渡航者は1渡航につき250ポンドまでは銀行または公認旅行取扱所で購入しうろが年間250ポンドをこえる場合には英蘭銀行の認可を必要とする。ただし、①業務渡航は1渡航1,500ポンドを限度とし1日20ポンド、②保養渡航は900ポンドを限度として1日10ポンドを認める。

ハ. 渡航者の海外への英国貨幣持ち出し限度を現行50ポンドより25ポンドに引き下げる。

(3) 直接投資に対する規制

イ. 海外直接投資に関する認可基準を変更し、今後国際収支への貢献度が明確なもの(たとえば輸出を伸ばさせるもの)および2~3年以内に総収益額が資本流出額を上回ることが明らかなもの以外は認可しないものとする。

ロ. 1961年7月以降認可された直接投資から生じる収益について調査し、今後認可後毎年その活動状況につき報告を徴求する。

### ◇ 英国所得政策の具体的方針発表

ブラウン経済相は、昨秋来所得政策の実現に努力を重ねてきたが、4月8日労使双方の最終的同意を得たうえ、議会に対し「物価および所得政策白書」(Prices and Incomes White Paper)を提出、同時にその推進機関である物価・所得委員会(National Board for Prices and Incomes)のメンバーを発表した。

本白書に示された所得政策の具体的方針は次のとおりである。

(1) 英国経済の国際競争力を強化するため物価水準を安定させ、同時に賃金等各種所得の増加率を生産性上昇率の範囲内に収めることを基本方針として物価、所得に関し以下の措置を講ずる。なお、政策立案の前提となった経済見通しについては、1965年～70年間における労働人口1人当り産出高の年間増加率(average annual rate of growth in output per head)を年間3.5%(同期間の成長率4%弱)と見込んでいる。

(2) 物価面では、商品価格の引上げは極力さけ、むしろ積極的に引下げに努めることとし、その引上げは次の場合に限り認める。

イ. 賃金、俸給が以下(3)の基準に即して引き上げられたにもかかわらず、雇用1人当りの生産がこれに追付かず、かつ産出高1単位当りの非労働コスト(non-labor costs per unit of output)または利潤(return sought on investment)の節減等によっても質上げ額をまかない切れない場合、

ロ. 産出高1単位当りの原材料コスト、諸サービス手数料がやむをえず上昇し、人員の圧縮、資本コストの節約を行なってもなおこれらの値上がりを取り戻せない場合、

ハ. 資本コストが上昇し、非資本コストまたは利潤の節減等によってもこれをまかない切れない場合、

ニ. コストの節減によっても内外の需要を満たすに足る資本を確保できない場合、

(3) 所得面では、貨幣所得全体の年間増加率3～3.5%に押えることとする(本増加率を所得引上げの場合の“norm”と呼ぶ)。賃金、俸給は一般に各種労働力の需給関係、生産性あるいは利潤動向、他職業との所得水準の比較、生計費の変動など多くの要因によって決定されるが、今後はこれらに対する配慮よりもまず本“norm”に即して考えることとする。しかも、この“norm”は一般の賃金、俸給の引上げの場合のみではなく、賃金支払を減少させないで行なわれる労働時間の短縮、時間外または出張労働に対する高給与の支払、あるいは病気・休暇などに対する特別給与(fringe benefits)などの引上

げ等についても適用される。各企業が“norm”をこえる質上げを行ないうるのは次の場合に限る。

イ. 労働者がたとえば非常に骨の折れる仕事を引き受けるなど当該企業の生産性の上昇に直接的に寄与(direct contribution)した場合。もっとも、この場合においても生産性上昇に伴う利潤の一部は当該商品価格の引下げに向けられることを必要とする、

ロ. 企業間あるいは業種間における労働力の配分を適正に変更するため必要と認められる場合、

ハ. 賃金および俸給水準が妥当な生活水準(reasonable standard of living)を維持するには低過ぎると一般に認められる場合、

ニ. ある種労働者の賃金が他企業における同種労働者のそれに比較して著しく低下した場合、

また、農家、地主および自家営業従事者等の場合の所得、価格ならびに株式配当金等の利潤についても上記の“norm”の精神に即してその増加率を適正な範囲内に止める、

(4) 物価、所得委員会を新設して、物価および所得の動きに関して政府の諮問に答えさせ、白書の規定およびそのときどきに労使双方の意見を斟酌して政府により決定される公共の利益の基準に即して物価および所得の個別的な動きを検討させ、その結論を政府に対して報告させる。

### ◇ 英国輸出保証制度の改正

ジェイ商務相は4月8日輸出信用保証局(Export Credits Guarantee Department)による輸出保証制度の改正を発表し、4月1日から実施することとした。本改正の概要は次のとおりである。

(1) 相手方輸入業者の破産、支払不可能等に起因する輸出業者の損失をカバーするためECGDが保証する限度を付保物件価額の85%から90%に引き上げる、

(2) ECGDが中・長期輸出金融に対して行なっている対銀行保証(Bank Guarantee)<sup>(註)</sup>について次の点を改正する。

イ. 銀行保証の適用範囲を船積後2年以上の延払い契約にまで拡大(従来は3年以上)する。ただし、本措置の適用をうける延払契約額が、50千ポンド以上に限られる点は現行どおり(本年1月以前は100千ポンド以上)、

ロ. 本措置による保証限度を延払契約の全額まで引き上げる(現行は90%)、

ハ. 保証手数料を50%引き下げて100ポンドにつき3シリング(従来6シリング)とする。

本措置の実施により市中銀行は今後5.5%の固定優遇

金利の適用範囲を輸出延払い契約額全額に拡大しうることとなったので、輸出促進の効果が期待されている。

(注) 市中銀行は英国の輸出延払い分につき 5.5% の固定金利により輸出業者および外国輸入業者に対し融資を行なっているが(2月号「要録」参照)、本融資は ECGD の市中銀行への保証が前提となっている。

#### ◇ 英国の1964年国際収支

大蔵省発表による1964年中の国際収支は概要次のとおりである。

(1) 経常取引は 374 百万ポンドの赤字と前年(96百万ポンド黒字)に比し大幅に悪化した。これは貿易外収支が前年並みの黒字(179 百万ポンド、前年 176 百万ポンド)をみたものの、貿易収支が輸出の伸び悩み(前年比 4.3% 増、63年は 7.3% 増)、輸入の著増(前年比 15% 増、63年 6.7% 増)から 553 百万ポンドの赤字(63年 80 百万ポンド赤字)に達したためである。

(2) 他方、長期資本取引は 371 百万ポンドの払超と前年(174 百万ポンド払超)の 2 倍以上の赤字を記録した。これは政府投資支出(純額)は 120 百万ポンドとほぼ前年(105 百万ポンド)並みであったが、民間投資がシェル石油の Monteshell-Petrochinica 社への出資 60 百万ポンドの特殊要因のほか、非居住者の英国証券売却に伴う外資流出増を主因として増加したためである。

(3) この結果、経常取引および長期資本取引の合計では、1964年中 745 百万ポンドの赤字と、過去における最大の赤字幅を記録した。

(4) この間短期のポンド債務は 2 百万ポンドの減少となった(前年 149 百万ポンド増)。これはポンド債務が 1 次

#### 英国国際収支の推移

(単位・百万ポンド)

	1962年	1963年	1964年
経常収支	+ 90	+ 96	- 374
貿易収支	- 98	- 80	- 553
貿易外収支	+ 188	+ 176	+ 179
長期資本収支	- 107	- 174	- 371
(1) 計	- 17	- 78	- 745
調整項目	+ 109	- 73	+ 1
ポンド短期債務(注)	- 23	+ 149	- 2
対 IMF ポンド債務	- 379	+ 5	+ 359
非ポンド通貨短期債務	} + 127	- 17	+ 210
雑資本移動		- 39	+ 55
(2) 計	- 166	+ 25	+ 623
(1) + (2) 金外貨準備	- 183	- 53	- 122

(注) IMF に対するポンド債務を除く。

産品輸出の好調等を映じて昨秋ころまで増加(1~9 月間 221 百万ポンド増)していき、その後ポンド危機の発生により減少(10~12 月間 223 百万ポンド減)に転じたことを原因とするものである。しかし、ポンド以外の通貨で表示された短期債務はユーロ・ダラー流入増および海外中央銀行からの非ポンド通貨建借入金(72 百万ポンド)等による 210 百万ポンド増加し、また IMF 資金 357 百万ポンドの引出し等もあって、合計 623 百万ポンド(うち 573 百万ポンド(注)は外国からの援助分)の資金流入をみ、結局、金外貨準備は 122 百万ポンドの減少(うち金は 124 百万ポンド減)にとどまった。

(注) 非ポンド通貨建預金	72 百万ポンド
ポンドと非ポンド通貨とのスワップ	144 "
IMF スタンドバイ引出し	357 "
計	573 "

#### ◇ 西ドイツ、東欧圏向け輸出に対する信用保証期間の延長

3 月 18 日、経済省は東欧圏向け輸出に対する信用保証期間を近く現行の 5 年から 8 年に延長する用意のあることを発表した。ただしこれは国際競争の激しい取引および競争国の輸出業者が国家保護を受けている場合に限定され、一般的に認められるものではないとされており、これによって西ドイツの中・長期輸出金融政策が転換したものでないことが強調されている。

また適用国は一応は東欧圏諸国となっているが、アジア共産圏向けの場合にも適用される可能性があるとみられている。

上記措置は、1 月 25 日の EEC 理事会決定(本月報 40 年 2 月号「要録」参照)に従って EEC 委員会に提出され、検討されることになるが、西ドイツ政府は EEC 委員会の賛成が得られない場合でも実施に移す意向であるとしている。

なお、本年初における輸出信用保証残高は 206 億マルクで、うち東欧圏向けが 10 億マルク(5%)となっている。国別にはソ連が最も多く 3.8 億マルク、以下ルーマニア 3.5 億マルク、ポーランド 2.1 億マルクの順である。

#### ◇ 西ドイツ、連邦郵便債の発行

公定歩合の引上げ、証券利子課税法案の成立によって不振の色を濃くしていた、西ドイツ債券市場に、4 月 1 日、連邦郵便債が発行された(210 百万マルク、発行価格は額面の 96%、表面金利 6%、期間 8 年)。今回の起債については市場価格の低落に伴い平均利回りの上昇(現在は 6.5% 以上)が顕著となっているおりから表面金利がいかにか定められるかが注目されていたが一応 6% に据え

置かれることとなった。これは表面上市場引締まりの印象を与えることを避けるためとみられているが、発行価格が大幅なディスカウントになっているので、応募者利回りはかなり高く(引受手数料0.1%を加えると引受者利回りは6.9%)、期間が比較的短かかったこともあって、売出日に全額を消化した。したがって、これによって資本市場の基調が様変わりしたとはいえず、当分は不振基調が続くとみられている。

他方マルク建外債は3月にはいって3件の発行が計画され、うち2件が3月中に発行された。これらの外債は表面金利がいずれも5.5%と比較的低水準にとどめられているが、証券利子課税を免除されるため、非居住者である投資家にとっても魅力的で、今回もかなりの外資流入をみたと思われる。もっとも発行代り金が国外へ流出するため、居住者の応募をも加えればネットでは流出超となり、資本輸出の観点からも望ましいとされている。

#### ◇ 西ドイツ、高姿勢の労働組合

西ドイツでは国内景気が過熱傾向を強め、コスト・プッシュによるインフレ懸念が増大しているおりから、最近労働組合の高姿勢ぶりが注目を惹くに至っている。すなわち、

(1) 3月18日連邦議会労働委員会は第2次資産形成法(本月報39年11月号「要録」参照)に同意したが、これに先だち西ドイツ建築関係労働組合連合は単位時間当たり11ペニヒ(労働者負担2ペニヒ、使用者負担9ペニヒ)を充当し明年以降5年間にわたって資産の形成を行なうべきことを要求、使用者側の合意をえて労働協約に折り込むことに成功した。この要求は、労働者が賃金のうちから単位時間当たり2ペニヒを資産形成のために積み立てると、使用者は9ペニヒを追加積み立てることを義務づけるもので、結局その分だけ賃金引上げと同じ効果をもつことになる。

(2) 3月23日、西ドイツ労働組合総同盟は、①労働時間の短縮(1日8時間、1週40時間制の確立)、②賃金収入の引上げ(年間13ヵ月分の確保)、③資産形成促進のための経済、財政、租税、社会諸政策の実施など10項目からなる労働組合の第2次行動計画を公表し、今後これを労働組合活動の基本方針とすることとした。

第2次行動計画に対しては使用者側や、言論筋からの批判が強い。たとえばノルトライン、ヴェストファーレン州製造工業使用者団体のロイシュ代表幹事は、かかる計画はまったくのユートピアであり、労働組合の思い上がりもはなはだしいと述べており、また全国使用者団体のスポークスマンは計画に認められた要求を全部合計する

と615億マルクに達し、これは現行賃金を一律に30.2%引き上げると同様であるとしてその不当な要求を批判している。言論界にもかかる過当要求はインフレを促進させるだけだという批判が強くみられる。

#### ◇ 西ドイツ1965年度の税制改正

3月末、1965年度の税制改正案(明年以降実施)が連邦議会を通過した。景気が微妙な段階にさしかかっているおりから、減税額は4.6億マルク(前年度32億マルク)に押えられ減税対象も主として年金生活者、高齢者に限られている。おもな改正点は次のとおり。

(1) 所得税の基礎控除を、年金生活者に対し、収入の25%、最高2,400マルク(年収)まで認める。高齢者に対しては、独身者の場合年収720マルク、既婚者の場合1,440マルクまで認め、同時に高齢者の年令を現在の70才から65才に引き下げる。これらの措置で3.9億マルクの減税となる。

(2) 持株会社(子会社の資本金の25%以上に相当する株式を保有する会社)が保有証券を売却した場合に生じる処分利益(ただし8万マルク以内)の免税点を現在の1万マルクから2万マルクに引き上げる。

(3) 合名、合資会社、有限会社等に対し利益金の準備金繰入れ(非課税扱い)を認める。

(4) 生命保険料、休日および深夜労働による収入などを免税とする。

なお、航空機、船舶等の製造、老朽家屋の改築等については、引き続き特別減価償却が認められている。

#### ◇ フランス、公定歩合の引下げ

フランス銀行は4月8日、公定割引歩合を0.5%引き下げて3.5%とし、その他レートも次のとおり引き下げて即日実施する旨を発表した。

	(旧レート)	(新レート)
公定割引歩合	4.0%	3.5%
第1次高率	5.0%	4.5%
第2次高率	7.5%	6.0%
大蔵省証券担保30日貸付	4.0%	3.5%
その他証券担保貸付	5.0%	5.0% (据置き)
T B(3ヵ月以内)買入れ利率	3.0%	3.0% (〃)
外国為替引当手形割引	3.0%	3.0% (〃)

(本措置の背景、反響等については「国別動向」参照)

#### ◇ フランス、流動比率を引下げ

フランス銀行は4月15日、流動比率(coefficient de trésorerie)を4月末以降2ポイント引き下げて34%とす

る旨を発表した。この引下げは市中銀行にとり約15億フランの資金繰り緩和をもたらすこととなる。

当局は、復活祭を控えてかなりの銀行券増発が予想されることから本措置を季節的金融緩和措置として説明しているが、一般には当面の景況不振に対処するための漸進的な金融緩和と政策の一環とみる向きが多い。

#### ◇ フランス、税制改正案を発表

3月下旬フランス政府は概要下記のごとき税制改正案を発表し、近く国会に上程することとなった。

##### (1) 配当課税方式の改正

法人税は従来どおり50%とするが、株主は総合課税に際し配当収入の50%相当額の所得控除を受けうることとし、実質的には法人利益中の配当利益について税率を半減(25%)したと同じ効果をもたせることとした。また従来の配当に対する24%の源泉徴収課税は廃止される。

##### (2) 法人利益に対する課税方式の改正

従来フランスの法人所得については1934年以来営業収益と資産処分利益とを一括して同一の税率(現在50%)を賦課する扱いとなっていたが、今後はこの両者を分離し処分利益については対象に応じて若干の税率軽減ないし分割納入方式をとる(たとえば保有期間2年未満の資産を売却して得た処分利益に対しては通常の法人税が課せられるが5年間の分割納税が認められ、保有期間2年以上の資産を売却して得た処分利益に対する税率は10%に引き下げられる)。

##### (3) 合同合併促進措置

- イ 合同合併に際しての登録税の軽減
- ロ 被合併会社の評価資産に対する課税の軽減

##### (4) 輸出関係企業の優遇

企業が輸出促進のために海外活動を行なう場合、政府の特認を得たものはこれに要する経費を本店の損金として経理し、営業収益から控除することを認める。

#### ◇ イタリア、1964年の国民経済計算

ピエラッチェニ・イタリア予算相は、このほど1964年度(暦年)の一般経済報告を議院に提出した。同報告は1964年のイタリア経済の特徴として実質成長率の著しい低下と、経済内部における不均衡の拡大の2点をあげている。その概要は次のとおり。

(1) 1964年の国民総生産は、30兆9,500億リラ(約495億ドル)と前年比実質2.7%増(63年の成長率は4.8%、62年は6.1%)にとどまった。

(2) 民間消費は、2.4%の増加となったものの、前年の伸び率(9.2%)に比べれば大幅の低下であり、需要抑制

#### イタリアの1964年度国民経済計算

(単位・10億リラ)

	1963年	1964年	対前年比上昇率 (%・実質)		
			1962年	1963年	1964年
総消費	22,079	24,033	6.4	8.6	2.7
民間	17,543	18,918	6.6	9.2	2.4
政府	4,536	5,115	5.3	5.2	3.9
総投資	6,866	6,675	7.7	4.0	-10.1
固定資本形成	6,641	6,525	8.9	5.5	-9.2
在庫増減	225	150	—	—	—
輸出 (商品およびサービス)	4,845	5,559	11.6	6.4	10.9
小計	33,790	36,267	7.5	7.3	1.3
輸入 (商品およびサービス)	5,461	5,317	15.2	20.7	-5.9
国民総支出	28,329	30,950	6.1	4.8	2.7

策および全般的景気後退の影響を如実に反映している。とくに自動車購入のための支出額は前年比8%の減少(63年は前年比74%弱の増加)となった。

(3) 成長率低下の最大の要因は投資の減少(-9.2%)にある。このうち公共事業支出および農業機械化投資は前年比それぞれ9%前後の上昇を示したのに対し、工業部門における設備投資は同20.2%も減少した。

(4) 分配国民所得でみると、勤労所得は64年中も増加を続け、名目増加率は12%と国民所得の伸び率9.3%を上回ったが、反面その他所得の増加率は6.6%にとどまった(1963年の勤労所得およびその他所得の伸び率はそれぞれ22.8%、4.0%)。このため勤労所得の分配国民所得に占める割合も1962年の55%、63年の58.7%に比し60%に上昇した。しかしこの比率は、その他先進諸国のそれ(62年における上記比率は米国71%、英国69%、西ドイツ65%、フランス62%)よりも低い(ただし日本は53%)。

#### ◇ ベルギー中央銀行、選択的金融緩和措置を実施

ベルギー中央銀行は2月8日以降、繊維手形の再割引期間を30日延長することとした。同国では金融引締め政策の一環として昨年7月2日以降、中央銀行の再割引期間が短縮され、すべて1か月以内に限ることとされてきたが、繊維部門の業況不振が目立つようになったため、選択的緩和策として今回の措置がとられたものである。

#### ◇ スウェーデン、公定歩合の引上げ

スウェーデン・リクスバンクは、4月8日公定歩合を0.5%引き上げて5.5%とし、9日以降実施する旨を発表した。

スウェーデン経済は、昨年初来景気過熱の度を強めており、昨年は2回にわたって公定歩合が引き上げられた



(1月、11月、各0.5%引上げ)ほか高率適用制度が発動(2月)されるなど景気抑制策が実施されてきた。しかし本年にはいつてからは暖冬の影響もあって建築活動はきわめて活発で、これに政府支出、個人消費の増大も加わったため、労働需給はひっ迫し、物価は上昇を続け、貿易収支も入超幅を拡大するなどインフレ懸念がさらに高まるに至った。

今回の公定歩合引上げは、こうした情勢に対処して実施されたものであるが、リクスバンク当局は、同時に市中銀行に対し、今後市中銀行が海外からの短期外資の取入れを増加し、引締め効果を減殺させるようなことがあれば、支払準備制度(注)を発動することも考慮する旨警告している。

(注) 支払準備制度は、1952年5月に制定されたが、現在まで未発動。同制度は、対象金融機関(銀行、貯蓄銀行、Postal Giro Service)が債務総額に対する一定比率(リクスバンク理事会が決定)をリクスバンクに預け金として無利子で預託することを定めている。なおスウェーデンでは、現在、市中銀行に対し別途流動比率規制を実施している。

#### ◇ノルウェーの銀行合併

ノルウェーの Andresens Bank および Folkebanken-Realbanken の両行(いずれも中規模の商業銀行)はこのほど合併契約に調印、新名称を Andresens-banken として1966年1月1日から業務を開始することとなった。

新銀行の総資産は900百万クローネ(約1.24百万ドル)で、資本金は36百万クローネとなり、ノルウェーでは3大商業銀行(Bergens Privatbank, Christiana Bank og Kreditkasse, Deu Creditbank)に次ぐ4番目の大銀行となる。

#### ◇ギリシア銀行設立に関する規制

ギリシア通貨委員会(注)は、近く銀行設立に関する規制を実施することとした。この規制によれば、今後新たに銀行を設立する場合は、少なくとも次の条件を備えなければならないとされている。

- (1) 最低資本金を150百万ドラクマ(5百万ドル)とすること、
- (2) 外国資本の資本参加比率を40%以下とすること、
- (3) 理事会メンバーの過半数がギリシア国民であること、
- (4) 外国の株主に対する配当支払を資本金の3%以下とすること、もし配当支払が3%をこえる場合には、その超過額を同銀行の外国人株主からの長期借入として受け入れこれを長期貸出として運用する。

(注) 通貨委員会は、戦後設立され、経済閣僚および中央銀行総裁によって構成されている。同委員会は銀行設立および支店開設などの承認、市中金利の規制など銀行監督行政、ならびに支払準備制度の実施について法的責任を有している。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇フィリピンの1966年度予算案

フィリピン政府は、2月9日、1966年度(1965年7月～1966年6月)予算案を議会に提出した。

本予算案は、①社会経済開発計画の推進、②食糧不足の解消、主たる目的として編成され、財政規模は前年度決算見込みに比し約13%増となっているが、そのおもな特徴は次のとおりである。

- (1) 歳出面では、補助金の削減など不要不急支出の圧縮がはかられているものの、社会開発費が教育、保健、低家賃住宅建設などを中心に前年度比24.4%増を示しているほか、食糧増産、経済基盤の拡充など経済開発費(6.9%増)、国防費(9.3%増)などの増高もあって、総額では前年度比13%増の2,300百万ペソに上っている。
- (2) これに対し歳入面では、歳出を16百万ペソ上回る2,316百万ペソが計上されているが、これには税収の過大見積り(1966年度伸び率11.5%、前年度6.7%)の

### フィリピンの1966年度予算案

(単位・百万ペソ)

歳	入		
	1966年度 予算	1965年度 決算見込み	前年度比 増減%
(一般財源)	2,156	1,927	11.9
税	1,890	1,665	11.5
うち消費	350	306	14.4
免許、事業	603	521	15.7
所得	563	516	9.1
関	516	450	14.7
官公事業	250	245	2.0
その他	17	17	1.2
(臨時財源)	160	118	35.6
借	136	77	76.6
その他	24	41	△41.5
合計	2,316	2,045	13.3
歳	出		
	1966年度 予算	1965年度 決算見込み	前年度比 増減%
経済開発	650	608	6.9
社会開発	902	725	24.4
国防	293	268	9.3
一般行政	309	294	5.1
公債	146	140	4.3
合計	2,300	2,035	13.0

ほか、借入金の著増など相当に苦しい操作が行なわれている模様である。

さらに政府は上記予算外に、歳入の補足を行なう措置として、議会に対して別途ガソリン税、所得税、法人税などの税率引上げ、輸出税の新設を要請(注)(本税制改正案による税収増276百万ペソ)しているが、1962年以來増税案はすべて議会の反対で見送られてきているだけに、その成行きが注目される。

(注) 上記予算以外に 3,900 百万ペソの支出権限(過年度分を含む)が与えられており、これに当てたためのものである。

◇東南アジア諸国の援助受入れ

東南アジア諸国で最近、先進国および国際機関から受入れが決定したおもな経済援助は下表のとおりである。

被援助国	援助国 または 国際機関	調印 日付	金 額	返済期限	金 利 (年)	資 金 使 途
イ ン  ド	英 国	9/ 9	14.5 百万 ポンド	—	—	英国からの機械輸入
”	スウェーデン	10/16	24 百万 クローネ	20 年	2 %	スウェーデン “
”	”	”	12 百万	(贈与)	与)	経済開発
”	I D A	10/26	62 百万ドル	50年(10年 据置き)	0.75%	鉄道車両などの輸入
”	米 国(A I D)	11/30	60.3 百万	40年(10年 据置き)	2%(据置き期間 は 0.75%)	鉄鋼、肥料の輸入
”	”	1/13	10 百万	”	”	機械の輸入
”	米 国(EXIM)	1/14	17 百万	12 年	5.5 %	ディーゼル汽関車部品の 輸入
”	ソ 連	1/25	190 百万 ルーブル	”	2.5 %	ボカロ製鉄所建設
”	英 国	1/29	5.5 百万 ポンド	25年(7年 据置き)	3.5 %	英国製品の買付
パキスタン	米 国(A I D)	8/ 1	12.5 百万ドル	40年(10年 据置き)	2%(据置き期間 は 0.75%)	配電設備の拡充
”	”	8/25	14 百万	”	”	道路建設
”	I D A	8/26	5.25 百万	50年(10年 据置き)	0.75%	内陸水運施設の改善
”	米 国(A I D)	9/17	6.4 百万	40年(10年 据置き)	2%(据置き期間 は 0.75%)	電機および給水設備の 輸入
”	”	10/14	3.4 百万	”	”	港湾施設の改善
”	フ ラ ンス	11/23	49 百万 フラン	—	—	石油製精工場建設
”	西 ド イ ツ	12/ 8	27 百万 マルク	—	—	農業改善
”	米 国(A I D)	12/ 9	6 百万ドル	40年(10年 据置き)	2%(据置き期間 は 0.75%)	建設機械の輸入
”	”	12/21	140 百万	”	”	鉄鋼などの輸入
”	英 国	12/23	7.95 百万 ポンド	25年(7年 据置き)	—	機械の輸入
”	米 国(A I D)	12/30	12.5 百万ドル	40年(10年 据置き)	2%(据置き期間 は 0.75%)	送電設備の拡充
ク ー ン	西 ド イ ツ	10/28	36 百万 マルク	—	—	電信、配電設備の拡充
”	世 銀	11/26	22 百万ドル	20年(6年 据置き)	5.5 %	かんがい施設の拡充
”	”	3/10	6 百万	20年(4年 据置き)	5.5 %	水力発電設備の建設
フィリピン	”	10/14	6 百万	30年(10年 据置き)	5.5 %	農業教育施設の拡充
”	カ ナ ダ	11 月	13.5 百万	12 年	6 %	電話設備の輸入
”	米 国	1/19	15 百万	15 年	6.5 %	経済開発
台 湾	世 銀	12/17	15 百万	最長 15 年	5.5 %	民間工業の育成
”	日 本	4/26	540 億円 (150百万ドル)	海外経済協力 基金 20年(5年 据置き) 輸 送 銀 最長(3年 15年据置き)	3.5 % 5.75%	多目的ダム製鋼一貫工 場等

◇韓国、単一変動外国為替相場制度実施

3月21日韓国政府は、単一変動外国為替相場制度(A unitary fluctuating foreign exchange rate system)を3月22日から実施することを発表した。

韓国は昨年5月、為替レートの切下げと同時に外貨証書制度を実施した。この外貨証書は、居住者が取得した外貨を外国為替銀行に売却する際に発行・交付され、対外決済に充当できるものであるが、これまで外国為替銀行における外貨証書の売買レートが1ドル255ウオンを基準として固定されていたため、同制度はほとんど無意味の存在となっていた。

今回の措置は、外国為替銀行における外貨証書の売買レートを、自由市場におけるその取引相場に応じて変動させることにしてこの制度を活用し、輸出の増進をはかるようにしたものである。

新制度の骨子は、次のとおりである。

(1) 居住者は取得した外貨を外国為替銀行に売却したとき、外貨証書の交付を受ける(ウオン貨で代金を受け取ることもできる)。同証書は有効期間(従来の60日から15日に短縮)中に対外支払のため本人が直接使用するか、または居住者間で自由なレートで自由に転売することができる(有効期間経過後は満期日のレートにより代り金の支払を受ける)。

(2) 居住者(政府機関を含む)が対外支払をしようとするときは、関係許可書等とともに外貨証書を外国為替銀行に提出しなければならない。外貨証書は自由市場レートにより市場で購入することができるし、また、外国為替銀行から対顧客売り相場で購入することもできる。

(3) 外国為替銀行と顧客との取引に適用される売買相場は、韓国銀行が外貨証書の市場レートの実勢を勘案して決定し毎日公示する。ただし対顧客電信為替相場は同売相場から $\frac{6}{1,000}$ を減じたものとし、1米ドルにつき255ウオンの現行基準相場を下回ってはならぬ

い。

(4) 韓国銀行は外貨証券の市場相場の投機的または季節的な急変動を防止するため、外貨証券を適時市中に売却し、需給の均衡をはかる。

ちなみに、今回の措置実施にあたり韓国政府はIMFから930万ドルの借款を受けたほか、米国 First National City Bank から2千万ドルの借入も決定しており、また、特需収入も年間約2千万ドルと見込まれるので、政府は市中相場安定操作のために必要な外貨が一応確保されたものとみている。

なお新制度の実効をあげるため、政府は近く輸入を大幅に緩和する(品目で75%といわれ消費財のほとんどを自動承認品目とする)模様であり、また関税法、物品税法の改正も検討中と伝えられている。

#### ◇豪州、商業銀行の支払準備率引下げ

豪州準備銀行は、4月5日から商業銀行の支払準備率を1%引き下げ、14.8%とする旨発表した。

今回の引下げによる準備預金解除額は24百万豪ポンドとみられているが、これは、①同国の支払準備率が昨年初来4度にわたる引上げ(通算5%)によりかなり高率に達しているうえ、さらに4月からの納税期を迎え最近商業銀行の資金繰りが一段と窮迫しつつあるため、その季節的調整が必要とされていること、②最近、ポンド、ドル防衛策の強化を映じて、英米市場における起債が窮屈化し、内国債に対する依存の度合いが高まっているが、その消化も国内景気の過熱傾向などから当初見込額をかなり下回っているため、商業銀行に消化余力を付与する必要があることなどをねらいとするものであり、準備銀

行では「今回の措置は金融引締め政策の転換を意味するものではない」と言明している。

#### ◇豪州、貯蓄銀行の預金、貸出金利の引上げ

豪州の貯蓄銀行は、4月1日から、預金、貸出金利をそれぞれ0.25%引き上げ、貯蓄預金金利を年利3.5%に、また貸出金利を同5.75%とする旨発表した。

これは、最近における国際収支の悪化、物価の上昇など景気の過熱傾向が一段と強まっている情勢に対処して、さる3月10日実施された商業銀行の預金、貸出金利引上げ(3月号「要録」参照)に追随してとられたものである。

#### ◇豪州、商業手形市場の創設

豪州準備銀行は、3月22日から、短資市場における商業手形の売買業務を認可する旨発言した。

従来、同国の短資市場(公認9社、2月末受入額155百万豪ポンド)は、商業手形取引の未発達を映じて、国債(ただし3年以内に満期到来するもの)への運用に限られていた。一方昨年来商業銀行のオーバードラフト未使用残高を利用する企業間貸出(注)が盛行し、一種の非公認金融市場を形成するに至ったので、これを是正し、手形市場の育成をはかるため、短資市場における銀行引受け商業手形の売買を認めるに至ったものである。

(注) 企業間貸出の仕組は、「資金的余裕のある企業」が、「資金不足の企業」に対して、後者のオーバードラフト未使用残高を見合いに融資するもので、この場合、適用レートは、短資市場レートよりも割高、オーバードラフト金利よりも割安であるため、貸借双方に有利であるところから利用度はかなり高い。